平成２１年（フ）第１５６号
千葉県君津市北子安５丁目７番８号201
債務者　小田　　晃
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第１５７号
千葉県君津市北子安５丁目７番８号201
債務者　小田奈美絵・小田グレイセルこと　ＯＤＡ　ＧＲＡＺＥＣＥＬ　ＰＯＮＴＯＹ
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第１７６号
千葉県木更津市吾妻２丁目１番８号
債務者　福士　知恵
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第３９３号
金沢市金石北２丁目４番１号　市営住宅１棟106号室、住民票上の住所金沢市観音堂町チ65番地10
債務者　夷藤　正春
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第４８３号
金沢市南新保町ハ36―５、住民票上の住所金沢市金石西２丁目５番20号、従前の住所石川県小松市西町76番地５
債務者　安田　昌弘
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第５２２号
金沢市吉原町ロ１番地１、従前の住所石川県河北郡津幡町字太田ア７番地15
債務者　甚田　　幹
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第５６１号
石川県白山市部入道町ロ45番地
債務者　宮岸光太郎
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第５７１号
金沢市出雲町イ152番地１　リバティライフ出雲210号、従前の住所金沢市みどり２丁目１番地１　市営住宅Ｆ７棟204号
債務者　石田　進介
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第５７３号
金沢市中村町５番21号
債務者　中川　和枝
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第５８３号
石川県かほく市八野ホ79番地
債務者　安見　悦子
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第３６４号
山梨県南アルプス市あやめが丘1951番地１
債務者　吉田　徳子
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３９１号
山梨県甲府市下飯田２丁目９番９号
債務者　小池　君子
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第７３号
山梨県都留市下谷４丁目５番19号
債務者　餐櫛　治美
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２１年（フ）第７４号
山梨県富士吉田市新西原２丁目10番７号
債務者　岩崎　敏夫
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２１年（フ）第２７１号
長野県安曇野市三郷温3061番地25
債務者　河西　洋子
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第３４５号
長野県松本市蟻ケ崎４丁目３番４号　野本５―522号
債務者　掛野ひろみ
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第３５３号
長野県北安曇郡白馬村大字北城1431番地１
債務者　佐々木富雄
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第５６号
静岡県賀茂郡南伊豆町下賀茂524番地の１南楽第３寮307
債務者　大熊　　稔
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
静岡地方裁判所下田支部